

福知山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年12月23日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和6年度及び令和5年度補助金等

3 監査の実施期間

令和6年10月7日から令和6年11月8日まで

4 監査対象部等

市民総務部 危機管理室、総務課、デジタル政策推進課、市民課、斎場、
保険年金課、生活環境課

産業政策部 産業観光課、エネルギー・環境戦略課、農政課、農林業振興課

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

公平委員会 公平委員会事務局

農業委員会 農業委員会事務局

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

産業政策部 エネルギー・環境戦略課（監査日 10月16日）

1 補助金等について

補助金交付事務において、要綱に定めのない取扱いをしているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

産業政策部 農政課（監査日 10月10日～10月11日）

1 歳入について

施設用地使用料の収入事務において、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。

市民総務部 市民課（監査日 11月7日～11月8日）

1 契約について

賃貸借契約書において、文書の取扱いが適切でないものがあつた。適正な契約事務の執行に努められたい。

市民総務部 生活環境課（監査日 11月5日～11月6日）

1 契約について

業務委託契約において、適正な契約事務となっていないものがあつた。慎重な事務処理に努められたい。